

緊急連絡

ごみの野焼きは法律で禁止されています

野焼き等による火災が多発しています

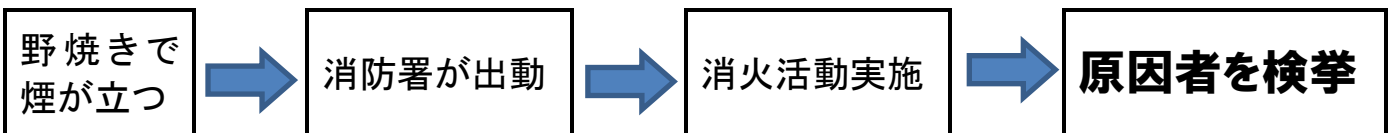
発生日	発生場所	被害状況	原因
3月30日	大里浄化センター付近 登川土手	土手の草等 2000 m ² 燃焼	畑の不要物の野焼き
3月31日	大沢地内	自宅の雪囲い用木材が消失	杉の葉の野焼き
4月 1日	三国川ふれあい広場	河川敷芝生等 5000 m ² 燃焼	原因不明
4月 3日	大崎地内	倉庫の壁焼損	紙ごみの野焼き
4月20日	浦佐八色橋付近水無川 土手	土手の草等 4000 m ² 燃焼	原因不明

野焼きで検挙者が続出しています

ごみを野焼きすると、**5年以下の懲役または 1,000 万円以下の罰金**に処せられます。また、落ち葉や枯れ草などを燃やした火の不始末で火災が発生すると軽犯罪法違反で処罰されます。

平成 26 年度には 10 名以上が検挙されました。

火災に至らなくとも、火災の恐れがあるとして消防署が消火活動を行えば原因者が検挙されることがあります。



農作業が本格化する季節です。ごみや枯れ草、せん定枝などを焼却してしまいたくなりますが、野焼きは大変危険です。

正しい方法で処分しましょう。

南魚沼市 廃棄物対策課

☎ 7 8 2 - 0 3 3 9

南魚沼市 環境交通課

☎ 7 7 3 - 6 6 6 6

新潟県南魚沼警察署 生活安全課

☎ 7 7 0 - 0 1 1 0

南魚沼市消防本部

☎ 7 8 2 - 9 1 1 9